

なぜ、今、靖国神社合祀取消し訴訟を起こすのですか？

西山俊彦

灯台下暗しとは、まさに、この事

3年前の2005年1月18日に、青天の霹靂^{へきれき}ともいうべき事実が判明しました。亡父西山忠一が靖国神社¹に合祀²されていたのです。私が問い合わせた結果わかったことで、次のように記してありました。

「靖調第五二五号 平成十七年一月六日 靖国神社社務所
西山俊彦殿 御祭神調査の件（回答）
西山忠一 命 海軍軍属 横須賀海軍建築部所属
昭和十八年四月三十日戦病死 同五十一年十月十七日合祀」

父は御祭神となり、命^{みこと}となっているではないか。父の死後62年、敗戦後60年にして初めて知るこの事実、この人権蹂躪^{じゆうりん}が平和憲法発布以降もめんめんと続けられて来たとは、母は合祀を知らずしてその2年前に召されましたが、知っていたらどんな思いに駆られたやら、考えるだけでもゾットする事態です。なぜ人権蹂躪なのかは「信教の自由」と「反戦平和」という福音と憲法の二大原理に反する理由によることです。

靖国神社は、明治維新以降、西洋列強に追いつけ追い越せの後ろ盾として、国家がつくった国家神道の中心的神社で、国のために一命を捧げたとされる戦死戦没者を一方的に祀ってきました。国家神道には、ですから、他の宗教の上に立つ大道^{だいどう}（公けの道＝超宗教）として国の礎^{いしづえ}を敷き、すべての戦争を美化するという、二つの役割が与えられました。戦後、一宗教法人となりましたが、この基本は変わりません。「信教の自由」を否定し、「軍国主義」を復活させる時代逆行の原点を占めているのは、このためで、福音の光に照らされれば、このいずれにもノーと声を上げねばならないのは、明らかです。

なぜ、首相参拝には、中国韓国が抗議？

毎年靖国参拝を続けて来た小泉元首相は「戦没者に哀悼の意をささげる。これをなぜ外国の人がいけないと言うのか」とも「戦死者や戦没者に敬意と感謝をささげるのはこの国でも」と反論しました。戦争を知らず時代に無知な政治家ほど恐ろしい者はありません。

¹ 「靖国神社」とは、明治維新の内戦（戊辰戦争）で一命を捧げた人々の霊を慰めよ、との明治天皇の「安国の聖旨」によって、明治2年「東京招魂社」として創建されたのが起源で、明治12年別格官幣社「靖国神社」と改称されて敗戦まで陸海軍の管轄下にありました。現在は東京都認証の一宗教法人。

² 「合祀」とは「二柱以上の神を一社に合せまつこと」（広辞苑）、平たく言えば、「一万柱の祭神でも、これまで一座の神として祀られていたところへ他の祭神が合せ祀られること」。

選挙公約以上の公約は、戦後秩序の土台^すを据え、我が国の平和と繁栄の基本となった「サンフランシスコ平和条約」(1951)です。長年にわたる台湾・朝鮮の植民地化、アジア全域にもたらした破壊と殺戮の惨状^{さつじょう}をどのように回復するか、通常なら賠償、補償をもって謝罪するのが筋ですが、疲弊^{ひへい}しきった戦後の状況と冷戦体制を前にできることではありません。そこに登場したのが「当時の政治指導者が進路を誤り、膨張^{ぼうちょう}拡大政策を採ったのが十五年戦争であって、政治指導者には責任があるが、日本国と日本国民には責任はなかった」とみなしてバランスを回復するフィクションです。そのために、戦争犯罪者とされた人々に全責任を押し被せ、一部の例外を除いて、中国の民間被害だけで19兆円は下らないとされる、すべての弁償、補償を免除しました。このフィクションの上に成り立っているのが我が国の繁栄・平和であり、現行世界秩序です。「靖国史観」は、十五年戦争は自存自衛のものとして、これらすべてを否定するのですから、公約を大切にすれば、まず、賠償、補償で謝罪してからということになります。この自覚を持たない政治指導者に関係各国が抗議しないのなら、それこそ不思議というものです。

司法・行政の見方も似たりよったり

小泉首相の靖国参拝には、毎年「違憲訴訟」が起こされました。「政教分離」原則に違反するという理由からですが、全面勝訴の判決はありません。「津地鎮祭」最高裁判決(1977)以来、決して基準とされるのが「目的・効果基準」³で、その目的・効果のいずれもが「社会的儀礼」と「習俗的行為」の許容範囲内であるかどうか、というものです。これでは、日本社会の“常識的評価”、“社会通念”という多数者原理をまかり通すこととなり、少数者の権利を無視することになるのは、必然です。これに反して「日本国憲法」は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」となっています。恐ろしいことですが、自民党新憲法案には最高裁の文言が、文字通り取り入れられており、すぐそこに迫っているかも知れない憲法改悪ともなれば、「信仰の自由」の蹂躪は必至です。行政・司法による人権蹂躪の危機、いや、すでに始まっている蹂躪を傍観することは許されるでしょうか。

最も酷い人権蹂躪は植民地犠牲者の合祀

まず、靖国神社に合祀されている者の中で誰が最も人権蹂躪にあっているかといえば、旧植民地出身者ではないでしょうか。合祀総数246万人の中、台湾出身2万7656人、韓国・北朝鮮出身2万636人、台湾においても朝鮮においても、植民地政策下に隷従^{れいじゆう}を強いられた人々が宗主国日本の侵略戦争に駆り出されて犠牲となった上に、死後においても侵略戦争の功労者として侵略国の侵略神社に祭神として祀^{まつ}られているのです。合祀されるのは「戦死した時は日本人だった」から、遺族年金が出ないのは「遺族年金が出るようになった時は外国人だった」から、には論理

³ 「目的・効果基準」とは、事物をその「目的」と「効果」から評価するための基準で、「津地鎮祭最高裁判決」(1977.7.13)では「政教分離原則は、…宗教とのかかわり合いをもたらす行為目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いがわが国の社会的・文化的諸条件に照らし…相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである。…」から、神式による地鎮祭は違憲ではない、と判示しました。

も情もありません。今では、韓国から李熙子^{イヒジヤ}さん他10名の「ノー！ハプサ（合祀絶止）」請求が東京地裁に提起（2007年2月26日）され、沖縄からも、間もなく、続く模様ですが、「信教の自由」と「反戦平和」を蹂躪する国家規模での酷い仕打ちを放置することは許されません。

「日本国憲法」下での、初めての合祀取消し訴訟

もとより、私のこの問題への係わりは今に始まったことではありません。十五年戦争当初にカトリック教会が神社参拝を容認・奨励して、戦争協力へ邁進^{まいしん}して行った歴史を検証しても来ましたし、それを『福音宣教』誌に連載（1996-97）し、『カトリック教会の戦争責任』（サンパウロ2000）として出版しました。

合祀の事実を知った以上、キリスト者としても人間としても、当事者としての責任を放棄することは許されません。そこで、平和的解決を願って、靖国神社と28回の書簡を交換しました。表面的には丁重でしたが、合祀は「明治天皇の聖旨」に基づくもので「信教の自由」に抵触するものではないとの頑^{かたく}な姿勢に終始、致し方なく、2006年8月11日、合祀取消しを求めて大阪地裁への提訴に踏み切りました。司法が基本的人権中の基本である「信教の自由」を回復させるとは限りませんし、最高裁まで行くとすれば、余命との戦いです。しかし、信仰と良心の根幹に係わることには、他の選択はありません。

靖国神社に祭神・英霊として合祀されている父西山忠一が信仰を全^{まっとう}うしてすでに65年、敗戦後63年もたった今、なぜ改めて裁判で争うのかと問われれば、3年前に知ったから、しかし、より基本的には、キリスト者としての信仰と日本の国のあり方が問われている重大な課題がここにあるからに他なりません。

アリの一穴となれることを祈りつつ

提訴に踏み切った理由をまとめてみれば、(1) 侵略戦争の犠牲者の尊厳を合祀によって幾重^{いくえん}にも蹂躪し続けていることへの謝罪と連帯、(2) 長年、国家規模で人権中の人権を蹂躪し続けている日本社会とカトリック教会を含む諸宗教への抗議と警鐘、そして最後に(3) これを知らずして召された母を含む私たち家族の権利回復です。

肉親を合祀されていて良心の痛みを覚えている信仰者も少なくないはず、初めてのささやかな雄叫^{おたけ}びですが、一穴突破、多くの心ある人々とともに励んでいるつもりです。

4 1931年の「上智大学靖国神社参拝拒否事件」をうけて、カトリック教会は1936年に神社参拝を容認・奨励する「訓令」を出し、これは2005年、2007年の日本「司教団メッセージ」でも、「そのままでは現在に当てはめることはできない」としただけで、撤回されてはおりません。乞拙著参照。